

改定後	改定前
<p>第2条（用語の定義） （略） （8）Edy 店舗端末 利用者が商品等の購入及び提供を受けるに際し Edy を使用するために必要となる機器で、対象店舗等（第6条で定義します。）又はその指定する場所に設置される Edy モジュールもしくは EdyAP が組み込まれた Edy の受入端末機器</p>	<p>第2条（用語の定義） （略） （8）Edy 店舗端末 利用者が商品等の購入及び提供を受けるに際し Edy を使用するために必要となる機器で、対象店舗等（第5条で定義します。）又はその指定する場所に設置される Edy モジュールもしくは EdyAP が組み込まれた Edy の受入端末機器</p>
<p>第3条（表明・保証） <u>1. 加盟店は、当社に対し、本規約締結にあたり、本規約締結日時点および本規約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。</u> <u>（1）行為能力</u> 加盟店は、<u>適用法令上、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること</u> <u>（2）社内手続</u> 加盟店は、<u>本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規則に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること</u> <u>（3）適法性等</u> 本規約を加盟店が締結しまたは加盟店がこれらに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、<u>加盟店に対して適用のある一切の法令、加盟店の定款その他の社内規則に抵触せず、加盟店を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと</u> <u>（4）有効な契約</u> 本規約は、<u>これを締結した加盟店につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること</u></p>	

<p><u>(5)非詐害性</u> <u>加盟店は、現在債務超過ではなく、加盟店が本規約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、加盟店の知りうる限り、本規約について詐害行為取消その他の異議を主張する第三者は存在しないこと</u></p> <p><u>(6)提供情報の正確性</u> <u>加盟店が、本規約の締結にあたって、当社に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て当社に提供されていること</u></p>	
<p><u>第4条（確認事項）</u> （略） 5. 加盟店は、<u>第9条</u>第2項に定める現金による精算の場合を除き、利用者に対して現金による払戻しを行ってはならないものとします。</p>	<p><u>第3条（確認事項）</u> （略） 5. 加盟店は、<u>第8条</u>第2項に定める現金による精算の場合を除き、利用者に対して現金による払戻しを行ってはならないものとします。</p>
<p><u>第5条（対象商品）</u></p>	<p><u>第4条（対象商品）</u></p>
<p><u>第6条（取扱店舗等）</u></p>	<p><u>第5条（取扱店舗等）</u></p>
<p><u>第7条（Edy モジュール及び決済用アプリケーション等の使用許諾）</u></p>	<p><u>第6条（Edy モジュール及び決済用アプリケーション等の使用許諾）</u></p>
<p><u>第8条（Edy の使用）</u> 1. 加盟店は、利用者が Edy により商品等の購入代金又は商品等の提供代金の支払いに Edy を使用することを申し込んだ場合には、<u>第10条</u>及び<u>第11条</u>に記載する場合を除き、本条に定める手順に従い利用者に Edy を使用させることとします。</p>	<p><u>第7条（Edy の使用）</u> 1. 加盟店は、利用者が Edy により商品等の購入代金又は商品等の提供代金の支払いに Edy を使用することを申し込んだ場合には、<u>第9条</u>及び<u>第10条</u>に記載する場合を除き、本条に定める手順に従い利用者に Edy を使用させることとします。</p>
<p><u>第9条（Edy による販売又は提供後の取扱い）</u></p>	<p><u>第8条（Edy による販売又は提供後の取扱い）</u></p>
<p><u>第10条（Edy 等の偽造・変造）</u> 1. 加盟店は、以下の場合は、利用者が提示した Edy カードを可能な限り保管した上、以下の各号に該当した事実を直ちに当社及び楽天 Edy 株式会社に通知し、当社及び楽天 Edy 株式会社の指示に従うものとし</p>	<p><u>第9条（Edy 等の偽造・変造）</u> 1. 加盟店は、以下の場合は、利用者が提示した Edy カードを可能な限り保管した上、以下の各号に該当した事実を直ちに当社及び楽天 Edy 株式会社に通知し、当社及び楽天 Edy 株式会社の指示に従うものとし</p>

<p>す。</p> <p>(1)利用者が使用する Edy が偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合又はその疑いがあると客観的に判断される事由のある場合</p> <p>(2)利用者が提示した Edy カードが偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合又はその疑いがあると客観的に判断される事由のある場合</p> <p>(3)その他、当社が加盟店に事前に通知する所定の事由がある場合</p>	<p>す。利用者が使用する Edy が偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合又はその疑いがあると客観的に判断される事由のある場合</p> <p>(1)利用者が提示した Edy カードが偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合又はその疑いがあると客観的に判断される事由のある場合</p> <p>(2)その他、当社が加盟店に事前に通知する所定の事由がある場合</p>
<p>第11条(楽天 Edy サービスの利用中止等)</p> <p>1. 加盟店は、つぎのいずれかが生じた場合、当社及び楽天 Edy 株式会社が加盟店に予告することなく楽天 Edy サービスの利用を全面的に又は部分的に中止又は停止する場合のあることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合、加盟店は、第8条に定める Edy による商品等の販売はできないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>3. 加盟店は、前2項に定める場合のほか、当社及び楽天 Edy 株式会社が利用約款に基づき、特定の利用者若しくは全ての利用者に対する楽天 Edy サービスの全部若しくは一部の利用を中止し、特定の利用者の楽天 Edy サービスの利用資格を取消し、又は楽天 Edy サービスを全面的に終了することがあることをあらかじめ了承します。この場合、本条第2項を準用します。なお、楽天 Edy サービスが全面的に終了した場合には、本規約第17条に従って終了時の措置をとることとします。</p>	<p>第10条(楽天 Edy サービスの利用中止等)</p> <p>1. 加盟店は、つぎのいずれかが生じた場合、当社及び楽天 Edy 株式会社が加盟店に予告することなく楽天 Edy サービスの利用を全面的に又は部分的に中止又は停止する場合のあることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合、加盟店は、第7条に定める Edy による商品等の販売はできないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>3. 加盟店は、前2項に定める場合のほか、当社及び楽天 Edy 株式会社が利用約款に基づき、特定の利用者若しくは全ての利用者に対する楽天 Edy サービスの全部若しくは一部の利用を中止し、特定の利用者の楽天 Edy サービスの利用資格を取消し、又は楽天 Edy サービスを全面的に終了することがあることをあらかじめ了承します。この場合、本条第2項を準用します。なお、楽天 Edy サービスが全面的に終了した場合には、本規約第16条に従って終了時の措置をとることとします。</p>
<p>第12条(締め処理について)</p>	<p>第11条(締め処理について)</p>
<p>第13条(加盟店に対する支払い)</p>	<p>第12条(加盟店に対する支払い)</p>
<p>第14条(手数料の支払い)</p>	<p>第13条(手数料の支払い)</p>

<p>第15条（精算代金の支払の取消し）</p> <p>1. 加盟店は、下記のいずれかに該当した場合、当社は第13条第2項に基づく代金（以下「精算代金」とします）の支払義務を負わないものとします。</p> <p>(1)精算対象の Edy が偽造、変造その他不正使用の Edy 又はその疑いのある場合</p> <p>(2)第8条に違反して Edy による販売を行ったとき</p> <p>(3)第12条に基づく締め処理を行わなかったとき</p> <p>(4)売上データの正当性に疑義があるとき</p> <p>(5)その他加盟店が本規約に違反した時</p> <p>(6)楽天 Edy 株式会社所定の事由に該当した時</p> <p>（略）</p> <p>3. 当社は Edy 取引または当該取引に係る決済端末から当社に移転された Edy について第1項各号の事由のいずれかに該当する可能性があるとして認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、調査が完了するまで精算代金の支払いを留保することができるものとし、当社は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとします。</p> <p>4. 前項の調査開始より30日を経過してもなお、第1項記載の各事由のいずれかに該当する可能性があるとして当社が認めた場合、当社は当該取引に係る買取代金の支払い義務を負わないものとします。</p>	<p>第14条（精算代金の支払の取消し）</p> <p>1. 加盟店は、下記のいずれかに該当した場合、当社は第12条第2項に基づく代金（以下「精算代金」とします）の支払義務を負わないものとします。</p> <p>(1)精算対象の Edy が偽造、変造その他不正使用の Edy 又はその疑いのある場合</p> <p>(2)第7条に違反して Edy による販売を行ったとき</p> <p>(3)第11条に基づく締め処理を行わなかったとき</p> <p>(4)その他加盟店が本規約に違反した時</p> <p>(5)楽天 Edy 株式会社所定の事由に該当した時</p> <p>（略）</p>
<p>第16条（加盟の終了）</p> <p>（略）</p> <p>(5)第9条第2項に定める現金による精算の場合を除き、利用者に対して現金による払戻しを行った場合</p>	<p>第15条（加盟の終了）</p> <p>（略）</p> <p>(5)第8条第2項に定める現金による精算の場合を除き、利用者に対して現金による払戻しを行った場合</p>
<p>第17条（加盟終了後の手続）</p>	<p>第16条（加盟終了後の手続）</p>

<p>前条により本規約にもとづく加盟店の加盟が終了した場合又は第1<u>1</u>条により楽天Edyサービスの全部が終了した場合には、加盟店はその後利用者からEdyを受け入れる等一切のEdyの取扱いをしてはならず、又、以下の事項を遵守するものとします。</p> <p>1. 加盟店のEdy店舗端末に存在するEdy全てについて、本規約にもとづく加盟店の加盟が終了した日から10日以内に当社に対し第1<u>3</u>条1項に基づく支払を請求すること</p>	<p>前条により本規約にもとづく加盟店の加盟が終了した場合又は第1<u>0</u>条により楽天Edyサービスの全部が終了した場合には、加盟店はその後利用者からEdyを受け入れる等一切のEdyの取扱いをしてはならず、又、以下の事項を遵守するものとします。</p> <p>1. 加盟店のEdy店舗端末に存在するEdy全てについて、本規約にもとづく加盟店の加盟が終了した日から10日以内に当社に対し第1<u>2</u>条1項に基づく支払を請求すること</p>
第1 <u>8</u> 条（情報の提供等）	第1 <u>7</u> 条（情報の提供等）
<p>第1<u>9</u>条（対象店舗等における加盟店の責任）</p> <p>加盟店は、第6条第1項にもとづき届け出た対象店舗等におけるEdyシステムの導入、(略)</p>	<p>第1<u>8</u>条（対象店舗等における加盟店の責任）</p> <p>加盟店は、第5条第1項にもとづき届け出た対象店舗等におけるEdyシステムの導入、(略)</p>
<p>第2<u>0</u>条（届出事項の変更）</p> <p>(略)</p> <p>3. <u>加盟店が第3条1項(6)及び第26条に定める表明保証確約事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。</u></p>	<p>第1<u>9</u>条（届出事項の変更）</p> <p>(略)</p>
第2 <u>1</u> 条（譲渡等の禁止）	第2 <u>0</u> 条（譲渡等の禁止）
第2 <u>2</u> 条（損害賠償）	第2 <u>1</u> 条（損害賠償）
第2 <u>3</u> 条（Edyエリア情報及びEdy領域内特定情報）	第2 <u>2</u> 条（Edyエリア情報及びEdy領域内特定情報）
<p>第2<u>4</u>条（有効期間・解約）</p> <p>本規約に基づく加盟店の加盟有効期間は、当社が加盟店の加盟を承諾した日から1年間とします。なお、期間満了の3ヶ月前までに加盟店、当社のいずれからも書面による異議の申し出のない限り、本規約に基づく加盟店の加盟有効期間は、有効期間の満</p>	<p>第2<u>3</u>条（有効期間）</p> <p>本規約に基づく加盟店の加盟有効期間は、当社が加盟店の加盟を承諾した日から1年間とします。なお、期間満了の3ヶ月前までに加盟店、当社のいずれからも書面による異議の申し出のない限り、本規約に基づく加盟店の加盟有効期間は、有効期間の満</p>

<p>了と同時に自動的に1年間延長するものとし、以後も同様とします。<u>加盟店および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、相手方に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本規約を解約できるものとします。但し、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合(加盟店との連絡不能による場合は、第20条第2項に基づき、届出住所に通知を送付すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす)、当社は加盟店に予告することなく本規約を解約できるものとします。</u></p>	<p>了と同時に自動的に1年間延長するものとし、以後も同様とします。</p>
<p><u>第25条</u> (期限の利益の喪失) 加盟店は、第16条第2項の各号の一にでも該当する事由があるとき、又は第16条第3項に基づき本規約が解約されたときは、当社に対して負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに当社に弁済しなければならないものとします。</p>	<p><u>第24条</u> (期限の利益の喪失) 加盟店は、第15条第2項の各号の一にでも該当する事由があるとき、又は第15条第3項に基づき本規約が解約されたときは、当社に対して負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに当社に弁済しなければならないものとします。</p>
<p><u>第26条</u> (反社会的勢力の排除に関する特例)</p>	<p><u>第25条</u> (反社会的勢力の排除に関する特例)</p>
<p><u>第27条</u> (優先適用)</p>	<p><u>第26条</u> (優先適用)</p>
<p><u>第28条</u> (合意管轄裁判所)</p>	<p><u>第27条</u> (合意管轄裁判所)</p>
<p><u>第29条</u> (本規約の変更)</p>	<p><u>第28条</u> (本規約の変更)</p>